

令和2年矢巾町議会定例会3月会議議事日程

令和2年2月19日(水)
午前10時 開 議

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会議期間の決定
- 第3. 施政方針演述並びに教育行政方針演述
- 第4. 請願・陳情の審査報告
 - 1 陳情第8号 国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める陳情
- 第5. 議案第4号 第7次矢巾町総合計画後期基本計画の議決を求めることについて
- 第6. 議案第5号 矢巾町メディカルフィットネスウェルベース矢巾設置条例の制定について
- 第7. 議案第6号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第8. 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例について
- 第9. 議案第8号 矢巾町上下水道事業の設置等に関する条例及び矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 第10. 議案第9号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11. 議案第10号 矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第12. 議案第11号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第13. 議案第12号 矢巾町農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例について
- 第14. 議案第13号 矢巾町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

- 第15. 議案第14号 矢巾町立学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例について
- 第16. 議案第15号 矢巾町特別会計条例を廃止する条例について
- 第17. 議案第16号 矢巾町矢幅駅西地区土地区画整理事業基金条例を廃止する条例について
- 第18. 議案第17号 矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第19. 議案第18号 矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第20. 議案第19号 矢巾総合射撃場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第21. 議案第20号 矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第22. 議案第21号 令和2年度矢巾町一般会計予算について
- 第23. 議案第22号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第24. 議案第23号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
- 第25. 議案第24号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第26. 議案第25号 令和2年度矢巾町水道事業会計予算について
- 第27. 議案第26号 令和2年度矢巾町下水道事業会計予算について
- 第28. 発議案第1号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第29. 発議案第2号 国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める意見書の提出について

議 案 目 次

令和2年矢巾町議会定例会3月会議

1. 請願・陳情の審査報告
 - 1 陳情第8号 国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める陳情
2. 議案第4号 第7次矢巾町総合計画後期基本計画の議決を求めることについて
3. 議案第5号 矢巾町メディカルフィットネスウェルベース矢巾設置条例の制定について
4. 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
5. 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例について
6. 議案第8号 矢巾町上下水道事業の設置等に関する条例及び矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例について
7. 議案第9号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
8. 議案第10号 矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について
9. 議案第11号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について
10. 議案第12号 矢巾町農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例について
11. 議案第13号 矢巾町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
12. 議案第14号 矢巾町立学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例について
13. 議案第15号 矢巾町特別会計条例を廃止する条例について

14. 議案第16号 矢巾町矢幅駅西地区土地区画整理事業基金条例を廃止する条例について
15. 議案第17号 矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
16. 議案第18号 矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
17. 議案第19号 矢巾総合射撃場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
18. 議案第20号 矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
19. 議案第21号 令和2年度矢巾町一般会計予算について
20. 議案第22号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
21. 議案第23号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
22. 議案第24号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
23. 議案第25号 令和2年度矢巾町水道事業会計予算について
24. 議案第26号 令和2年度矢巾町下水道事業会計予算について
25. 発議案第1号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について
26. 発議案第2号 国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める意見書の提出について

令和2年2月19日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

矢巾町議会教育民生常任委員会
委員長 赤丸秀雄

陳情審査報告書

本委員会が、令和元年矢巾町議会定例会12月会議において付託を受けた陳情の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項及び第95条の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1 付議事件名

○1 陳情第8号：国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める陳情

陳情者 盛岡市盛岡駅前通15-19 フコク生命ビル8階
岩手県保険医協会
会長 南部淑文

2 委員会開催年月日

令和2年1月29日（水）

3 出席委員

赤丸秀雄 吉田喜博 村松信一
廣田清実 廣田光男

4 審査経過

令和2年1月29日午後4時10分より、委員5名出席のもと、1陳情第8号について、説明員として住民課長の出席を求めて、制度の説明を受け協議・検討を行い慎重審議した。

5 審査結果

1 陳情第8号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6 審査意見

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」では、社会的経済的状况にかかわらず安心して次代の社会を担う子どもを生み、育てることができる環境が整備されるように推進されなければならないと基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務等を明らかにしている。

この法律を実現するためには、妊産婦に対して疾患や受診科目による制限のない妊産婦医療費助成制度を国が創設することが重要である。

また、妊産婦医療費助成制度をはじめとして、自治体が独自に福祉医療制度の現物給付を実施している場合、国保国庫負担金の減額措置がなされている。就学前までの子ども医療費助成についての減額措置は廃止されたが、就学前までの子ども医療費助成のみではなく、全ての福祉医療制度について国保国庫負担金の減額措置を廃止すべきと考える。

以上のことから、本陳情の主旨は理解できるものとして、採択すべきとした。

議案第4号

第7次矢巾町総合計画後期基本計画の議決を求めることについて

次のとおり第7次矢巾町総合計画後期基本計画について、矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年矢巾町条例第20号）本則第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年 2月19日提出

矢巾町長 高橋 昌造

第7次矢巾町総合計画 後期基本計画（案）

令和2年2月

岩手県 矢巾町

第1章 健やかな生活を守るまちづくり

第1章 健やかな生活を守るまちづくり

第1項 健康づくりの推進

【現況と課題】

①生涯を通じた健康づくりの基礎として、自らの健康状態を把握し、早期発見、治療するためにも健診を受けることが重要であり、特定健診及び各種成人検診の受診率を高めることが課題となっています。

②国立社会保障・人口問題研究所の平成30年推計によると、本町の高齢化率は2045（令和27）年には37.5%に上ると予想されており、今後の医療費・介護給付費等の抑制が課題となっています。

③矢巾町の自殺率（人口10万人あたりの自殺者数）は、平成14年～17年のピーク時と比較すると4割ほど減少していますが、近年は横ばいであり、全国の自殺率と比較して高い状態が続いています。

このことから町内の自殺者の傾向を踏まえ、自殺リスクが高い層に対して、自殺リスクを低下させるための“生きることへの包括的な支援”を展開していく必要があります。

【施策の方向】

①生涯を通じた健康づくりの推進

生涯を通じた健康づくりの推進に向け、対象となるすべての町民が必要な健診（検診）を安心して受診できる体制づくりを一層強化します。

②-1 高齢者の健康づくりと介護予防の充実

高齢者の健康づくりと介護予防の充実、こころの健康づくりの推進、健康づくりサポーターの養成や活動支援によって、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指します。

②-2 地域協働による健康づくりの推進

町民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」意識を持ち、生涯を通じた健康づくりに地域と協働で取り組むために、健康づくりリーダーの養成と組織活動の支援を強化します。

②-3 やはば健康チャレンジ事業の推進と拡充

平成29年度から実施している「はかる」「わかる」「きづく」「かわる」をキーワードとする「やはば健康チャレンジ事業」によって、町民の健康づくりへの意識を高め、生活習慣病等の予防と健康寿命の延伸を図ります。

また、地域総合型スポーツクラブ等との連携による運動教室を通じて事業参加者を増やし、事業を推進します。

③自殺対策の推進

矢巾町における自殺対策の重点課題として掲げている、対象者（子ども・若者、働き盛り世代、生活困窮者・無職者、シニア世代・高齢者）に応じた関係機関と連携し、実践と啓発相談を両輪とした自殺対策を展開します。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	特定健康診査受診率	%	52	70	最終値
②-1	介護予防事業実施回数	回	75	80	最終値
②-2	保健推進員健康づくり事業活動回数	回	51	60	最終値
②-3	やはば健康チャレンジ事業参加者数	人	371	1,200	累積値
③	ゲートキーパー養成人数	人	115	120	平均値

第2項 医療体制の充実

【現況と課題】

- ①町内の医療体制は、岩手医科大学附属病院が開院したことを始め、医療機関が充足しており、恵まれた環境にあると言えます。今後は地域医療や健康づくり、並びに高齢者等への福祉サービスの充実と関係機関との連携を図る必要があります。
- ②感染症対策を推進していくため、予防接種を安全に受けられる環境が求められており、相談しやすい関係づくりと接種を受けやすい体制整備が必要とされています。
- ③重複、頻回受診や過度なサービス利用の適正化が求められており、医療介護等のデータ分析をしていく必要があります。そこで得られたデータを効果的に健診等での指導に活かすことが必要とされています。

【施策の方向】

①安心して医療が受けられる環境づくり

医療体制の充実を図る観点から、町内の医療・福祉機関等と連携した新たな取り組みを検討します。また、矢巾町独自の地域医療環境を活用し、大学と連携した健康増進講座等の町民が主体的に学習できる機会を提供します。

②感染症予防の強化

予防接種を受けることができる体制の充実を図るとともに、定期予防接種の接種率向上に向けた取り組みを推進します。

③医療介護データ活用の推進

医療介護データの分析結果を健診事業に活用する仕組みづくりを進めます。客観的データを本人に伝えることで、自身の健康把握に役立てていただくよう努めます。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	健康増進講座参加者数	人	500	700	最終値
②	予防接種接種率 ①乳幼児(麻しん風しん第1期) ②高齢者(インフルエンザ)	%	①104 ②54.7	①97 ②60	平均値
③	特定保健指導参加率	%	40.1	60	最終値

第3項 地域福祉・生活福祉の推進

【現況と課題】

- ①福祉制度や福祉思想の周知啓発を図るため、町や地域の実施する事業の協力者を増やすことを目的として、町の主催、共催行事等により、内外の講師と協力しながら、様々な研修会・講習会等を実施していますが、参加者が施設職員等の支援者に固定化される傾向にあるため、幅広い町民へのより一層の働きかけが必要となっています。
- ②核家族化、少子高齢化、転入出の増加などを要因として、コミュニティの希薄化が進んでいる中、地域で生活する高齢者、障がい者の増加に伴い、見守りや支援を必要とする方が増えています。地域との関わりが少ない独居者も増加しており、孤独死の問題は、都市部に限った問題ではなくなりつつあります。このような状況の中、さまざまな先進技術も活用しながら現代型のコミュニティを再構築して行く必要があります。
- ③働き方の多様化、家族観や結婚観の変化、人口動態や経済環境の変化、社会的孤立や相対的貧困の社会問題化などに伴い、個人・世帯の抱える生活課題は、年々複雑化・複合化しています。
また、自身の抱える課題の相談先や相談方法が分からないまま放置することで、深刻な状態になってから顕在化するケースもみられます。
- ④高齢化や免許返納等により、自家用車による移動ができなくなる人が増加しており、身体機能の低下や認知症などにより通常の公共交通の利用が困難な人や買い物困難者などに対する支援も含めた移動支援策が必要となっています。

【施策の方向】

①人材育成の実施

研修会や講習会等の参加者が気軽に参加できるように、時事問題等を踏まえ、興味や関心を持ちやすいテーマ設定を行うほか、対象者や目的に応じて、関係機関と連携して、ボランティア講座やキャップハンディ体験、人権教室などの町民向けの福祉教育を実施します。

②地域福祉づくりの推進

地域の持つ力と民間の協力事業者の力を組み合わせた見守りネットワークを構築し、異変を察知した場合には、速やかに支援につなげられるような体制を整備します。

また、既存の建物や枠組みを活用し、誰もが地域と関わりを持てるような居場所づくりを進めます。

③相談支援体制の充実

総合相談窓口を設置し、ひきこもりなど家庭の抱える問題や課題を包括的に受け止め、個別の課題を整理し、それぞれの課題に応じた支援機関の調整を行う体制を整備します。

また、個別の案件から地域の傾向を捉え、行政の力だけでは解決が難しい諸課題の予防、解消を図ることができるような地域づくりを進めます。

④移動困難者等への支援

企業・団体等への認知症サポーター養成講座を実施するとともに、移動困難者等への支援に対する協力を呼びかけます。また、町内社会福祉法人等と協力し、移動支援体制の整備を進めます。

【まちづくりの指標】

番号	指 標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	福祉担当課が行う人材養成を目的とした研修会・イベントの開催数	回	4	4	平均値
②	地域支援体制拠点の設置数	箇所	19	41	最終値
③	受理した相談の終結率	%	69.1	70	平均値
④	おれんじボランティア登録者数	人	31	60	累積値

第4項 児童福祉の充実

【現況と課題】

①社会状況の変化により、核家族化が進み、共働き世帯も増加しております。これに伴い、家族形態が多様化し、保護者のニーズに対応した子育て支援が必要となっています。

そのため、適切な教育・保育サービスの提供体制の確立、相談機能の充実、子育て支援ネットワークの形成、子育てに関する情報提供などの支援体制を充実することが求められています。

【施策の方向】

①-1 子ども・子育て支援の充実

関係機関のネットワーク連携により、地域全体で子育てを支援する体制を強化し、妊娠期から子育て期全般に渡る切れ目のない支援を強化します。さらに、子育て支援情報の提供を充実させ、子育てにやさしい地域づくりを推進します。

①-2 児童虐待防止体制の充実

関係機関との連携を強化し、専門職員等の配置により安心して相談できる体制を整備します。

また、児童虐待防止に関わる知識の普及啓発に努め、子ども自身が自らSOSが出せるような環境づくりに努めます。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①-1	ファミリー・サポート・センターの新規設置	箇所	0	1	最終値
①-2	子ども家庭総合支援拠点の新規設置	箇所	0	1	最終値

第5項 高齢者福祉の充実

【現況と課題】

①一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の増加によって、健康的な生活の維持が困難となる事案も発生しており、見守り体制の強化が必要とされています。

②高齢化に伴い認知症の人が増加傾向にある中、行方不明事案も発生しており、本人やその家族に対する支援と、地域の理解と協力が必要とされています。

③著しい核家族化の進行や高齢者のみの世帯の増加、地域のつながりの希薄化による高齢者の孤立化などが危惧されている中、町民が「自助・互助・共助・公助」という考え方をもち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めていく必要があります。

【施策の方向】

①高齢者世帯の支援

地域のネットワークを最大限に活用し、対象の世帯への訪問、地域の見守り等を強化します。また、矢巾町地域包括支援センター、民生委員等と連携しながら、必要なサービスにつなげるなどの支援を行います。

②認知症患者・世帯への支援

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症に関する理解促進や認知症バリアフリーなまちづくりを推進するとともに、地域での見守り体制の構築、行方不明発生時の捜索体制等を強化します。

③高齢者の生きがいくりと社会参加の推進

各地域コミュニティの協力を得ながら、高齢者の見守り体制の構築を進めます。

また、高齢となっても生きがいや役割を持ち、社会参加ができるように、社会福祉協議会やシルバー人材センター等と連携し、就労やボランティア活動、地域での活動への支援を行います。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	緊急通報装置及び配食サービスの利用者数	人	30	50	最終値
②	認知症サポーター養成講座受講者数(延べ人数)	人	5,168	8,000	累積値
③	エン(縁)ジョイ実施団体数	団体	19	41	累積値

第6項 障がい者（児）福祉の充実

【現況と課題】

①障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、地域の人々が障がいと障がいのある人に対する正しい理解と認識を深める一方で、障がいのある人も必要な支援を受けながら、地域に積極的に参加するなど、相互理解のもとで共に生活していくことが大切です。

また、近年においては、重度化、重複化した課題を抱えた障がい者（児）や、難病疾患の方などへの対応も求められています。

【施策の方向】

①-1 障がいのある方の視点に立った自立支援の充実

誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら地域社会で共に暮らすことができるまちを目指し、相談体制の充実や理解促進のための啓発に取り組みます。

①-2 バリアフリー化と交流・ふれあいの推進

町内のバリアフリー化に努めるとともに、障がい者（児）への理解の促進を図るため、住民との交流活動やふれあいの機会の拡充を図ります。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①-1	障がいのある人への理解が深まってきていると思う割合（3年毎の障がい者へのアンケート）	%	39.2	42	最終値
①-2	障がい理解啓発研修の実施回数	回	2	2	最終値

第7項 社会保障制度の充実

【現況と課題】

- ①本町の国民健康保険加入者は年々減少傾向にありますが、加入者の高齢化が進んでいます。また住民10万人当たりの医師の数は県内でも上位であり、歯科医師においては県内で2番目に多い状況です。
このことから、1人あたりの診療費は県内でも上位であり、年々増加傾向を示しています。安定した制度運営のため、保健事業と連携しながら、適切な受診やジェネリック医薬品の推奨などの対策が必要とされています。
- ②平成30年度末時点で、本町の高齢化率は25.3%となり、4人に1人は65歳以上という状況であり、2025（令和7）年、2040（令和22）年には更に高齢化率が高まっていくと予想される中、介護サービスに係る費用、介護保険料の増額が見込まれます。
- ③平均寿命が延びたことによって生涯を通じて医療を受ける機会が増えたこともあり、1人あたりの医療費の割合は年々増加傾向にある中、適切な医療環境を保つためにも、広域での医療保険制度運営の重要性が高まっています。
- ④年金制度に対する不安が増している中で、誰もが年金を適正に受給できるように、制度の周知や相談窓口等の充実を図っていく必要があります。

【施策の方向】

①国民健康保険制度の適切な運営

第2期特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画に基づき、疾病等の早期発見により重度化予防や、適切な受診、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進を図り、制度の安定化を図ります。

②介護保険制度の適切な運営

介護サービスの利用を必要としない健康な人を増やすことで、個人の生活の質の向上に資するとともに、介護サービスに係る費用の増加を緩やかにし、介護保険料の急騰抑制に努めます。

③後期高齢者医療保険制度の適切な運営

必要な時に必要な医療が受けられるような体制作りを目指します。頻回・重複受診をなくし医療費の適正化に努めるとともに、各種手続きの簡便化を進めるように、改善を図りつつ、後期高齢者医療広域連合との連携を強化します。

④年金制度の周知

将来的にすべての方が年金の給付を受けられることができるように、納付勧奨や免除申請等の案内を行うとともに、制度の理解を深めるための普及啓発を行います。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	国民健康保険1人あたりの医療費の上昇率	%	1.2	0.6	最終値
②	シルバーリハビリ体操指導者数	人	51	91	累積値
③	後期高齢者医療保険1人あたりの医療費の上昇率	%	-5.0	-4.0	達成
④	国民年金納付率	%	77.04	88.55	最終値

第8項 平和の保持と人権保護の徹底

【現況と課題】

- ①非核平和の町宣言に基づき、引き続き世界平和の実現に向けたたゆまぬ努力が必要です。
- ②社会全体で人権に関する意識が高まっている一方で、近所のトラブル、家庭内の問題、いじめや体罰、職場でのハラスメント等の人権侵害が複雑かつ多様化している状況を踏まえ、人権保護のさらなる徹底が必要です。

【施策の方向】

①平和の保持

非核平和の町宣言の精神をふまえ、非核平和の尊さを認識できるよう、広島や長崎への派遣に取り組むなど平和意識の高揚に努めます。

②人権保護の徹底

町内において人権侵害が発生しないよう住民への意識啓発を図るとともに、いじめをなくし、かけがえのない命を守る心を育みます。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	平和記念イベントの参加者数	人	0	8	平均値
②	人権に関する教育又は啓発活動の実施回数	回	10	11	最終値

第2章 時代を拓き次代につながる人づくり

第2章 時代を拓き次代につながる人づくり

第1項 学校教育の充実

【現況と課題】

- ①学習指導要領に基づき、知・徳・体のバランスを重視した教育を推進していくことが必要です。さらに、調査や検査等からわかった児童生徒の課題の解決に努力します。
- ②学校や共同調理場の老朽化が進んでいることから、改修や設備更新が必要となっています。また、学校については将来を見据え、建て替えや統廃合による施設整備を検討する必要があります。
- ③さまざまな支援を必要とする児童生徒に対して、適切な指導を行うことができる体制を確保していくことが求められています。
- ④学校給食費については現在、運営委員会の口座に納入する私会計方式となっており、その徴収や現金の管理にかかる保護者の負担が大きいことから、会計のあり方を見直す必要があります。
- ⑤多様な人間関係の中で健全な児童生徒の育成を進めるため、これまで小中学校と地域社会との連携を様々な形で実施してきましたが、今後もその重要性が高まっていることから、本町に適した仕組みを構築し展開していくことが求められています。
- ⑥経済的な理由から高校、大学等へ進学する際に貸与型奨学金を利用した場合に、就職後の返還が大きな負担となる場合もあることから、新たな奨学金制度を検討する必要があります。
- ⑦遠距離でバス路線から外れた地域に住む児童・生徒が、徒歩及び自転車で街路灯や防犯灯がない通学路を帰宅することにより、事故や事件に巻き込まれる危険があることから、安全に通学できる環境整備が必要となります。
- ⑧学校毎の児童数に差があることから、施設に不足が生じる可能性があります。また、通学時間の均衡を図る必要があります。

【施策の方向】

- ①知・徳・体のバランスを重視した教育の推進
人格や生命を尊重して行動できる児童生徒、進んで学習に取り組む児童生徒、健やかな体をつくる児童生徒を育むとともに、学力向上に努めます。
- ②計画的な施設更新整備
老朽化した施設の改修や設備更新を計画的に進めます。また現在の学校数や学区が適当であるかの検証を行いつつ、建て替えや統廃合について検討を進めます。
- ③適応支援及び特別支援の充実

学校適応支援員及び特別支援教育支援員を継続的に配置し、児童・生徒の一人ひとりの状況に応じた指導の充実が図られる教育体制を確保します。

④学校給食費の公会計化

学校給食費と食材費を町一般会計に計上する公会計方式への移行を検討します。

⑤矢巾型コミュニティスクールの導入

地域と小中学校の連携強化のため、教育振興運動とコミュニティスクールを融合させた「矢巾型コミュニティスクール」の導入を進めます。

⑥奨学金制度の見直し

給付型の奨学金制度の創設を検討します。

⑦スクールバスの導入

町内児童・生徒の遠距離通学の不便さの解消のためスクールバスの導入を進めます。

⑧学校規模適正化の検討

各学校規模の適正化を図る上で学区の見直しを含めて検討する必要があります。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	意欲を持って自ら進んで学ぼうとする児童生徒の割合	%	81	83	最終値
②	公共施設等総合管理計画に基づく教育施設の事業執行率	%	—	80	最終値
③	学校適応支援員及び特別支援教育支援員の配置数	人	15	18	最終値
④	学校給食費公会計化の実施	—	—	達成	達成
⑤	矢巾型コミュニティスクールの実施	—	—	達成	達成
⑥	給付型奨学金制度の創設	—	—	達成	達成
⑦	スクールバス導入	—	—	達成	最終値
⑧	学区見直しの実施	—	—	実施	最終値

第2項 青少年の健全育成

【現況と課題】

①急速に進む少子高齢化や情報化、価値観の多様化などによる青少年のコミュニケーション能力の低下が懸念されており、学校と地域が連携した環境での人づくりの重要性が高まっています。

【施策の方向】

①青少年の健全育成

教育振興運動、コミュニティスクールなどを通して学校と地域の連携体制を確立するとともに、地域の人材を活用し、地域社会全体の教育力の向上を図りながら、青少年の健全育成に努めます。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	教育振興運動の実践活動地域数	地区	42	42	最終値

第3項 生涯学習の充実

【現況と課題】

①現在、矢巾町公民館では各種講座を開催しており、また、自主学習グループが積極的に活動していますが、受講生やメンバーの固定化や高齢化が進み、新規利用者の参加によって学習活動を活性化する取り組みが必要とされています。

②本町は社会教育施設としての公民館が1館しかなく、各種講座の開催場所が町公民館に偏っており、遠方の町民が参加しにくい状況にあります。

③図書センターの蔵書冊数は平成30年度末時点で56,785冊であり、引き続き蔵書の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

①多様な世代に向けた学習機会の充実

公民館をあまり利用していない若い世代を中心に、幅広い世代のニーズに応じた多様な学習機会の提供に努めます。

②学習拠点のネットワーク化の推進

専門的な知識を持つ社会教育指導員が自治公民館における活動の助言を行うなど、自治公民館を活用して幅広い学習ニーズに応えられる体制づくりを進めます。

③図書センターの蔵書充実

利用者の要望や利用傾向を踏まえながら蔵書の充実に努めます。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	40歳未満を主な対象とした講座開催数	回	7	36	累積値
②	出前講座参加者数	人	757	800	平均値
③	図書センター蔵書数	冊	56,785	80,000	累積値

第4項 スポーツ・レクリエーション環境の充実

【現況と課題】

- ①全ての町民が気軽に運動を楽しんだり、スポーツ・レクリエーションを通じて交流を図ることができる環境づくりが求められています。
- ②全国的に児童の体力や運動能力が低下傾向にある中で、本町においても児童生徒の体力向上を推進していく必要があります。
- ③本町の選手が岩手県民体育大会等の多くの種目で活躍しており、引き続き幅広い種目の競技力向上を図ることが求められています。
- ④障がい者スポーツの普及を図ることで、「すそ野を広げる」「高みを目指す」という二方向の目標を持つことができ、個々の能力に応じた取り組みを可能にしていきます。

【施策の方向】

①スポーツのまちの推進

誰でも気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの機会づくりや、遊歩道など日常的に自然に体を動かせる環境づくりを進めます。

②児童生徒の体力向上の推進

外部の専門機関の協力を得ながら、児童生徒の体力の底上げに努めます。

③競技スポーツの推進

東京オリンピック・パラリンピックの各種成果も活用しながら、種目別競技団体の活動を推進することにより、競技スポーツの振興を図ります。

④障がい者スポーツの推進

障がい者スポーツを通して、年齢や性別、個々の特性の違いをお互いに理解し尊重しあえるまちづくりをめざします。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	スポーツ交流イベント参加者数	人	900	1,000	平均値
②	体力・運動能力が標準以上の児童生徒の割合	%	小男 74 小女 83 中男 78 中女 91	小男 76 小女 85 中男 80 中女 93	最終値
③	県民体育大会出場種目数	競技	14	19	最終値
④	障がい者スポーツ普及イベント参加者数	人	180	500	最終値

第5項 芸術・文化活動の推進

【現況と課題】

①芸術文化団体の高齢化や活動の停滞が課題となっており、活動の継承やこれからの時代に合った芸術文化振興のあり方を考えていく必要があります。

②全ての町民が気軽に音楽を楽しんだり、音楽を通じて交流を図ることができる環境づくりが求められています。

【施策の方向】

①芸術・文化活動の推進の充実

令和2年度に田園ホールが開館30周年を迎えることから、この機会をとらえ、幅広い年代に周知を行い参画を促すなど、芸術文化活動の活性化を図ります。

②音楽のまちの推進

誰でも気軽に音楽に親しむことができる機会や環境づくりを進めます。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	芸術祭参加者数	人	735	800	最終値
②	田園ホール自主事業年間入場者数	人	4,522	4,800	最終値

第6項 文化財の保護と活用

【現況と課題】

- ①町内には数多くの歴史的価値の高い遺跡がありますが、町内外にまだ十分知られていない遺跡も多いことから、その価値を明らかにするとともに、周知や環境整備を強化していく必要があります。
- ②国指定史跡徳丹城跡については、近年の調査研究でその実態や歴史的価値が次第に明らかになってきており、町内外に向けてその魅力の発信を強化することが求められています。
- ③町内各地で伝統芸能を伝承する多くの団体において、地域の少子化や会員の高齢化などによる後継者不足が進んでいます。

【施策の方向】

①歴史的資産の調査と情報発信の推進

伝法寺館跡をはじめとする遺跡について歴史的事実や伝説的事象を含む観点から調査を行い、その結果の周知や環境整備に努めます。

②国指定史跡徳丹城跡の魅力発信

国指定史跡徳丹城跡の調査研究を継続するとともに、その成果も踏まえて、史跡を活用した再現事業などを展開します。

また、歴史的価値を生かして観光拠点や憩いの場としての活用を進めます。

③伝統芸能の後継者育成

伝承団体が行う後継者育成の支援に努めるとともに、伝統芸能を発表する機会の確保に努めます。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	文化財に関するイベント(徳丹城跡のみに関するものを除く)の参加者数	人	0	150	平均値
②	徳丹城跡に関するイベントの参加者数	人	300	900	最終値
③	矢巾町郷土芸能保存会登録団体数	団体	14	15	最終値

第7項 地域間交流・国際交流の推進

【現況と課題】

①従来の産業活性化や住民交流のメリットに加え、災害時の対応などでも自治体間の連携の重要性が高まっている中、引き続き他自治体との地域間交流を推進する必要があります。

②平成3年から始まったアメリカ合衆国フリモント町との交流事業は、現在も交流が続いていますが、主に中高生同士の交流となっていることから、幅広い世代の町民が参加できる交流のあり方を検討する必要があります。

【施策の方向】

①地域間交流の推進

他自治体と地域間交流を進め、将来において防災連携協定も視野に効果や成果を得るための継続的な取り組みを進めます。

②フリモント町等との交流促進

現在の良好な友好関係を継続するとともに、幅広い世代の参加やさまざまな地域との交流のあり方を検討します。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	他自治体との年間交流事業回数	回	5	5	平均値
②	国際交流ふれあい広場参加人数	人	25	50	最終値

第3章 利便性と発展性を高めるまちづくり

第3章 利便性と発展性を高めるまちづくり

第1項 適切な土地利用とまちづくりの推進

【現況と課題】

①国道4号盛岡南道路が将来町内へ延伸される見通しであり、それに伴い交流人口のさらなる増加が予想されることから、延伸ルートに合わせた将来的な土地利用のあり方を検討する必要があります。

②町内にはいくつかの大規模な公有財産があり、その利活用が課題となっています。

③町内には旧村の中心地や観光資源を有する地区、市街化区域の隣接地域など、開発に対するニーズが強いにもかかわらず、市街化調整区域にあるため実現できないエリアがあり、その開発を可能とすることが求められています。

【施策の方向】

①土地利用計画の見直し

国道4号盛岡南道路の計画をベースに、総合計画とともに関連する土地利用関係の計画を見直し、スマートIC周辺開発や道の駅の位置づけと、今後の町の将来像の明確化を図ります。

②大規模公有財産の利活用等の推進

室岡地域の大規模町有地及び矢巾中学校跡地について、岩手医科大学附属病院の開院等による交流人口の増加など今後の状況を踏まえながら利活用等を検討します。

③市街化調整区域での適正な土地利用の推進

市街化調整区域の土地について、町民の意向を把握し民間活力を導入しながら適切な利活用を推進します。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	国土利用計画・都市計画マスタープラン・農業振興地域整備計画の見直しの実施	—	—	達成	達成
②	室岡地域の大規模町有地及び矢巾中学校跡地の利活用方針の決定	件	0	2	累積値
③	市街化調整区域における地区計画の設定地区数	地区	0	3	累積値

第2項 道路整備の推進

【現況と課題】

①市街地を中心に町内の交通量が全般的に増加していることから、改良や改修が必要な道路に対して適切な整備を進めていく必要があります。

【施策の方向】

①道路や橋梁の計画的整備改修

町内の主要道路や生活道路、歩道、橋梁などについて、交通量や地域の要望を踏まえつつ、緊急性や必要性を考慮し、渋滞緩和・解消に向けて計画的に整備や改修等を促進します。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	道路整備進捗率	%	40.3	41	最終値

第3項 河川整備の推進

【現況と課題】

①台風や大雨などの水害から町民の生命と財産を守るため、河川の計画的整備が必要とされています。

【施策の方向】

①河川の計画的整備

河川改修を計画的に進めるとともに、危険性の高い北上川の無堤防区間の解消について整備促進を関係機関に要望します。

また、河川の浚渫や雑物除去など、地域住民の協力を得ながら適切な維持管理を継続します。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	基幹河川整備進捗率	%	77	88	最終値

第4項 公園整備の推進

【現況と課題】

①老朽化が進んでいる公園が多く存在しています。

【施策の方向】

①公園の計画的修繕

公園利用者の安全確保に配慮しつつ計画的に修繕等を進めます。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	公園施設・設備の補修件数	件	20	20	平均値

第5項 公共交通の利便性の向上

【現況と課題】

①旧コミュニティバス「さわやか号」の廃止や岩手医科大学附属病院の開院、免許返納者の増加などを背景に、公共交通の充実を望む声が高まっています。一方、民間交通事業者も運転手の高齢化や不足など状況が厳しくなっており、地域の公共交通サービスが低下しつつあります。

【施策の方向】

①適切な公共交通網の形成

高齢者や免許返納者等の支援として、循環型コミュニティバスやデマンド型交通など公共交通の充実を図り、交通弱者へのきめ細かい対応を推進します。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	デマンド型交通の1箇月あたり平均利用人数	人	29.4	100	平均値

第4章 快適性と安全性を高めるまちづくり

第4章 快適性と安全性を高めるまちづくり

第1項 適切な住宅の供給

【現況と課題】

- ①本町への定住ニーズは高まっており、希望する人に適切な住宅供給が図られるよう、総合的な観点から住宅政策を推進することが求められています。
- ②東日本大震災等により被災した住宅の復興支援に引き続き努める必要があります。

【施策の方向】

①総合的な住宅政策の推進体制の確立

子育て支援やバリアフリー対応の住宅などの福祉、人口増加、空き家利活用など、総合的な観点から住宅政策を推進する体制を構築し、民間事業者とも適宜連携しながら、定住希望者への支援を行います。

②被災者住宅の再建支援

東日本大震災等により被災した住宅の復興支援を行います。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	個人住宅資金利子補給事業による定住人数	人	455	1,055	累積値
②	被災者住宅再建支援件数	件	2	4	累積値

第2項 上水道の適切な運営管理

【現況と課題】

①水道事業は原則独立採算方式で行われており、本町では水道料金の改定を行った平成29年度以降、経常収支比率は良好に推移しています。事業運営の安定化には今後も適正な水道料金設定による財源の確保が不可欠となっています。

②平成30年度の有収率は95.7%ですが流通センター地区への給水を開始することによって、有収率の低下が懸念されます。

③平成30年度末の耐震化率は18.5%ですが、流通センター地区の編入により今後は約17.2%まで低下する見込みです。

【施策の方向】

①施設整備計画及びアセットマネジメントの見直しと経営戦略の推進

今後も引き続き経営基盤が安定するよう、定期的に経営戦略の見直しを行います。

②有収率の向上

計画的な老朽管更新と漏水調査等の実施により、有収率の向上を図ります。

③耐震化率の向上

配水管における耐震化率について、計画的に整備を実施し引き上げを行います。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	水道事業の経常収支比率	%	159.7	110	平均値
②	有収率	%	95.7	96	最終値
③	配水管耐震化率	%	18.5	19	最終値

第3項 下水道の整備

【現況と課題】

①下水道管路施設の老朽化が進んでおり、有収率の低下がみられます。また集落排水処理施設の老朽化が進み処理能力の低下がみられることから、雨天時等流入水量が多いときに、対応できない可能性があります。

②下水道事業の安定化には、一般会計からの適正な繰入れと下水道使用料による収入の確保が不可欠であり、今後の投資計画を基に収支のバランスを考慮し、適正な下水道使用料設定による財源の確保を図る必要があります。

【施策の方向】

①下水道施設の適切な維持管理と再構築の推進

管路施設のストックマネジメント計画を策定し、計画的な維持管理を進めます。

また、農業集落排水施設の公共下水道への接続を進め、合理的な方法で再構築を行います。

②経営戦略の策定

経営基盤の強化を図るため、経営戦略を策定し、安定的な財源の確保と財政マネジメントの向上を図ります。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	管路施設のストックマネジメント計画策定	—	—	達成	達成
②	下水道事業の経営戦略策定	—	—	達成	達成

第4項 消防・救急体制の充実

【現況と課題】

①消防庁が定める消防力の基準に対し、常備消防のポンプ車が1台不足している状態にあります。また、少子高齢化及び就業形態の多様化に伴い、消防団員が減少傾向にあります。

【施策の方向】

①常備消防の強化と消防団員の減少防止

令和6年3月31日までに国が進めている消防広域化促進の流れを勘案しながら、矢巾分署の増強を行ないます。

また消防団員減少防止のために、学生消防団員制度や企業消防団員制度の導入、機能別団員の充実、福利厚生の拡充、消防団の訓練、消防行事のあり方の改革等に取り組みます。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	矢巾分署ポンプ車台数	台	1	2	累積値

第5項 防災対策の充実

【現況と課題】

①平成30年7月豪雨の際に国でまとめた提言では、「住民は自らの命は自らが守る意識を持ち、行政はこれを全力で支援する」旨が示されました。

本町ではこれを踏まえ、令和元年度に50名の防災士を養成しました。今後各地域で「自らの命は自らが守る」を合言葉に、自主防災組織の活性化や防災に関する知識の普及を図る機会を充実することが必要とされています。

②全国各地で大規模災害が頻発するなかで、矢巾町においても避難情報が発令される機会が増加しています。

災害時の避難に支援や配慮を要する避難行動要支援者台帳を整備し、関係機関や地域支援者と共有していますが、個人情報提供同意率が対象者の2割前後に留まっています。

【施策の方向】

①防災士のスキルアップと防災に関する情報発信の充実

防災士のスキルアップを図るとともに、町民を対象とした研修や防災フェアなど、防災知識の普及を図る機会を提供します。

また、防災マップを活用しながら、災害情報を適切かつ的確に住民に伝える環境づくりを着実に推進します。

②避難行動要支援者台帳の整備促進

機会あるごとに制度の周知や対象者への働きかけを行い、個人情報提供同意率の向上を目指すとともに、避難支援等の実施に必要な情報提供の方法を検討し、避難にあたっての個別計画の策定を進めます。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	防災士フォローアップ研修の実施回数	回	1	8	累積値
②	個人情報提供同意率	%	20	30	最終値

第6項 防犯対策の充実

【現況と課題】

①これまで取り組んできた防犯体制の強化や防犯活動の支援を継続するとともに、交流人口が増加傾向にあることから、防犯対策のさらなる強化を図る必要があります。

②町内には約1,400基の防犯灯が各コミュニティにより設置されていますが、通行者等から防犯灯が少ないとの声が多く、設置を促進する必要があります。また、蛍光管交換の手間や電気料が負担となっています。

【施策の方向】

①防犯対策の充実

防犯分野における自助・共助を強化するため、住民主体の防犯活動の推進、支援を積極的に図ります。

今後見込まれる交流人口の増加に対応するため、警察や各防犯関係団体との連携を強化し、犯罪の発生を防ぐとともに、町内から特殊詐欺被害やインターネット犯罪に遭わないようにするための方策の情報提供や周知を徹底し、未然防止対策の強化を図ります。

②LED防犯灯の設置促進

防犯灯の設置及び運用に関して、コミュニティが半額を負担する仕組みを見直し、防犯灯の設置を促進するとともに、LED化を推進することによって設備の長寿命化と電気料の軽減を図ります。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	刑法犯認知件数	件	64	50	達成
②	防犯灯のLED化率	%	41.7	75.0	最終値

第7項 交通安全対策の充実

【現況と課題】

①町内の自動車交通量が増加傾向にある中、市街地や主要幹線道路を中心に歩行者が危険を感じる速度で走行する車両が増えており、安全対策の強化が必要となっています。

【施策の方向】

①適切な交通規制の働きかけ

今後のまちづくりに伴う交通量の変化等を見極めながら、信号機の設置やゾーン30の導入など必要な交通規制の要望を関係機関に対して実施します。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	交通死亡事故発生件数	件	1.6	1.0	平均値

第8項 消費者の保護

【現況と課題】

①架空請求や特殊詐欺などによる消費者被害が後を絶たず、雇用の不安定さや健康問題を理由とした生活費等の借入れによる多重債務者も発生しています。

現在は、広域市町により共同設置した消費生活センターを中心として、相談支援、啓発活動を実施していますが、町としても独自の情報網などを活用しながら情報発信を行っていく必要があります。

【施策の方向】

①消費者被害の防止

広報誌、ホームページ、やはラヂ、各種SNS等を活用して、消費者行政に関する情報の発信に努めるとともに、専門機関への相談の必要がある場合には、消費生活センターや専門相談ダイヤルに速やかに伝達する仕組みを整え、消費者の保護に努めます。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	消費者被害防止に関する情報発信件数	回	1	3	最終値

第9項 コミュニティの活性化

【現況と課題】

①全行政区にコミュニティが設けられ、さまざまな交流事業などが活発に行われていますが、多くのコミュニティ組織では担い手の不足や事業量の増大による負担の増加が問題となっています。また、今後の社会の急速な発展や少子高齢化等による人口減少、ライフスタイルのさらなる多様化などによって、地域の中で様々な人が集まって交流できる場の設定が次第に困難になっていくことが予想されますので、今後のコミュニティのあり方を考えていく必要があります。

【施策の方向】

①-1 コミュニティ活動の活性化

各コミュニティ組織が行っているさまざまな交流事業や学習活動などに対する支援を継続するとともに、町民がコミュニティ活性化のために必要と考える自主的・積極的な取り組みを支援する仕組みを検討します。

①-2 コミュニティのあり方の見直し

町からの委託事業等が各コミュニティ組織に過度の負担とならないよう、町とコミュニティ組織のあり方を見直し、適切なパートナーシップの構築に努めます。

また、町民の日常的な交流や支え合いなどの地域コミュニティの機能を将来にわたって維持し続けるため、各コミュニティ組織の協力を得ながら今後の望ましいコミュニティのあり方について検討します。

①-3 新しいコミュニティへの支援

町民同士の新たなつながりを促進するとともに、そこから生まれるニーズをまちづくり活動につなげていくため、行政区単位のコミュニティ組織以外のコミュニティ（若者組織や広域的組織など）に対する支援のあり方を検討します。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①-1	当初予算における各コミュニティの補助要望に対する予算措置割合	%	100	100	平均値
①-2	コミュニティワークショップ実施地区数	地区	5	21	累積値
①-3	新しいコミュニティが行う事業に対する補助金交付件数	件	0	8	累積値

第10項 適切な空き家等対策

【現況と課題】

①町内の空き家が今後さらに増加すると見込まれることから、利活用促進や管理不全の空き家の解消を図っていく必要があります。

【施策の方向】

①空き家対策の推進

町内の空き家の実態把握に努めるとともに、空き家所有者等に対して、適切な情報の周知に努め、所有者等による適切な管理と空き家バンクを通じた利活用を推進します。

また、倒壊等の危険がある空き家については、対応を検討します。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	空き家解消数	戸	0	5	累積値

第 11 項 移住・定住の促進

【現況と課題】

①町の人口はまだ減少傾向にありませんが、今後人口 3 万人の実現を早期に目指していくために、引き続き定住人口の増加を図っていく必要があります。

【施策の方向】

①移住促進と関係人口拡大

町外からの転入者の増加に引き続き努めます。また、観光や物販等を通じて本町と関係性を有する町外の人を関係人口と位置付け、より良好な関係を継続的に構築できるよう努めます。

【まちづくりの指標】

番号	指 標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 5 年度)	備考
①	住民基本台帳人口	人	27,273	30,000	最終値

第5章 産業の活力を高めるまちづくり

第5章 産業の活力を高めるまちづくり

第1項 農林業の振興

【現況と課題】

①就農者が減少傾向にある中で、農地保全や担い手の確保、育成など多角的な視点から、本町の基幹産業である農業を守り育てていく必要があります。

②農業者年金加入者が伸び悩んでおり、加入の促進が課題となっています。

③集落営農組織を中心として農地集積が進んでいますが、担い手間の連携が図られていない等の理由により、面的な農地集約が十分に進んでいない状況にあります。また、認定農業者など個人担い手への集積・集約についてもさらに推進していく必要があります。

【施策の方向】

①-1 農地の保全

多面的機能支払交付金を活用し、農地や農業用施設等の保全管理に努めます。
また、国や県の補助金等を活用できる施策を実施し、林地保全を推進します。

①-2 農業従事者と後継者の確保

青年就農給付金をはじめとする各種制度を活用し、新規就農者の確保に努めます。
また、知識及び技術の習得による資質の向上を図りつつ、農畜産物の高付加価値化による就農意欲の高揚を図り、所得向上を目指す農業者を支援します。

①-3 経営近代化の推進

集落営農組織の法人化を推進するとともに、農業生産力及び農業所得の向上を図り、経営近代化を推進します。

①-4 農福連携による雇用の促進

農業分野と福祉分野の連携によって、多様な個性を持つ人たちが農業の担い手として生き生きと働ける雇用の場の創出を進めます。

②農業者年金の普及

若年層の農業者年金加入者の増加を図ります。

③農地等の利用の最適化の推進

人・農地プランを基にして、地域の担い手間の連携を強化します。

【まちづくりの指標】

番号	指 標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①-1	多面的機能支払交付金対象件数	組織	29	29	最終値
①-2	新規就農者数	人	2	10	累積値
①-3	集落営農組織法人化件数	件	9	11	累積値
①-4	福祉施設入所者とのマッチングに向けた取り組み件数	件	0	20	累積値
②	農業者年金加入者数	人	23	30	達成
③	農地最適化活動日数	日	230	250	平均値

第2項 商工業の振興

【現況と課題】

- ①岩手医科大学附属病院の開院により交流人口が増えている中、町の玄関口となる矢幅駅周辺の賑わいの創出、中心市街地の活性化を図ることが求められています。
- ②町内経済のさらなる活性化を促すため、新たな企業等を町内に積極的に誘致する必要があります。
- ③長らく町の経済を支えてきた中小企業が、近隣の大型商業施設等への顧客流出などの問題により弱体化の傾向にあります。

【施策の方向】

①中心市街地活性化の推進

町の玄関口のひとつである矢幅駅周辺から岩手医科大学附属病院に至るエリアを中心に市街地の活性化を図ります。

②企業誘致のさらなる推進

企業誘致向けの土地を確保し、新たな誘致活動等を推進します。

③-1 中小企業の保護と育成

中小企業の育成や発展を促すため中小企業基本条例を制定し、地域の雇用と経済を支える中小企業の活性化を支援します。

③-2 産学官連携の推進

意欲ある町内事業者と教育・研究機関等による、本町の特色を生かした商品開発等を支援します。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	中心市街地における活性化イベント実施回数	回	1	6	累積値
②	誘致企業数	件	0	6	達成
③-1	中小企業基本条例の制定	—	—	達成	達成
③-2	産学官連携会議開催件数	回	1	2	最終値

第3項 観光まちづくりの推進

【現況と課題】

- ①2.8haに40万本のひまわりが咲く煙山ひまわりパークは、大規模な駐車場整備を行い令和元年度は年間25,000人を超える来場者がありましたが、経済効果に結びついていないため、その検討が必要とされています。
- ②煙山ひまわりパークのほか、城内山、南昌山等自然景観を生かした地域の活性化を求める声が多くあり、東部地区の開発と併せて西部地区の開発について検討が必要とされています。
- ③岩手医科大学の移転等により本町が勢いのある町として注目され、全国的にもふるさと納税やローカルブランディングの取り組み等を通じて認知度の向上が進んでいる中、さらなる観光振興を図ることが求められています。
- ④町外で広く認知されている特産品がまだ少ないことから、新たな特産品の開発を促進し、PRの強化を図る必要があります。

【施策の方向】

①煙山ひまわりパークの活用促進

煙山ひまわりパークを会場とした新たなイベントの開催や出店コーナーの設置、周辺施設と連動した観光キャンペーンなど、新たな人を呼び込みつつ経済効果を高める活用策を検討します。

②-1 西部地区の活性化

町のシンボルである南昌山麓に広がる煙山ひまわりパークや矢巾温泉、城内山、稲荷街道松並木、町営キャンプ場などの自然豊かな観光スポットを連携し、エリア全体としての魅力を発信しながら、人を呼び込む地域づくりを進めます。

②-2 道の駅の検討

東部と西部の観光エリアを繋ぐ導線としての機能も考慮しつつ、観光拠点として道の駅の設置を検討します。

③観光情報の発信と誘客促進

観光ビジョンに基づき、観光情報発信のあり方を見直し、町外に向けたPRの強化に努めるとともに、観光案内板の設置など充実を図ることで誘客の促進につなげ、観光の活性化を図ります。

④特産品の開発支援

本町の魅力を県内外にPRするため、民間事業者等と連携しながら新たな特産品の開発を支援するとともに販路拡大を図ります。

また、町産農畜産物の良さに関する情報発信を強化し、矢巾ブランドの確立を目指します。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	煙山ひまわりパークにおける年間出店者数	件	0	20	累積値
②-1	西部地区観光施設の来場者数	人	100,000	130,000	最終値
②-2	道の駅の設置にかかる方針の決定	—	—	達成	達成
③	観光客入込数	人	150,000	200,000	最終値
④	特産品開発件数	件	0	8	累積値

第4項 就労者への支援の充実

【現況と課題】

①本町には北東北の流通拠点として重要な役割を担う岩手流通センターをはじめ、多くの企業や事業者が集積しています。これらの企業等そして盛岡公共職業安定所と連携しながら、町内における雇用の確保を積極的に進めており、地元就労の場の創出に力を入れています。

②岩手県内では、より給与等の条件の良い県中部地域への労働力の流出が問題となっています。町民の多くは周辺市町の企業等に勤務していますが、労働力の流出は町民の流出につながることから、盛岡広域通勤圏内の働く場所の確保と雇用の維持が求められています。

③新規学卒就職者の離職率が非常に高く、新規高卒で約4割、新規大卒で約3割が就職後3年以内に離職しています。その原因は様々ですが、就職活動時の調査不足だけでなく、進路選択に起因するものも大きな原因の一つであることから、小学校高学年から中学生にかけての時期に様々な職業についての知識を得ることが重要です。

【施策の方向】

①雇用創出の推進

土地利用と連携した企業誘致や、企業間連携による産業振興、農商工連携、ベンチャー企業やヘルステクノビジネスなどの新しい企業形態による起業支援を進め、働き方改革や職場環境の改善に伴う支援を行い、雇用の拡大と創出につなげる取り組みを推進します。

②就業の支援

盛岡広域全体で働く場所と雇用の確保に努め、Uターン・Iターン・Jターン者への就業支援を強化するとともに、新卒者・転職者の他地域への流出防止を図ります。

③地元就職の促進

職業選択に資する情報提供と体験の機会の提供を推進する企業を支援するとともに、雇用のミスマッチ解消に向けてより様々な職種の就業体験の場を設けるため、盛岡広域8市町が連携して高校生インターンシップ事業に取り組み、地元雇用と地元就職を促進します。

また小中学生を対象に仕事について学ぶ機会を設け、進路選択前に職業に対する意識を高める取り組みを推進します。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	立地企業の雇用者数	人	1,700	4,500	最終値
②	就労希望者への情報提供実施回数	回	0	3	最終値
③	小中学生向け事業実施参加人数	人	20	30	最終値

第6章 豊かな生活環境を守るまちづくり

第6章 豊かな生活環境を守るまちづくり

第1項 循環型社会の形成

【現況と課題】

①地球規模の環境問題に対応しつつ、持続可能な社会を維持していくため、エネルギー問題に関する理解を深め、町全体で化石燃料に代わる新エネルギーの活用を推進する必要があります。

また、近年、プラスチックごみが社会問題となっており、削減に向けて取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

①-1 循環型社会の形成に向けた取り組み

バイオマスなどの新たなエネルギーを活用した循環型社会の形成を民間企業等と連携しながら検討します。

①-2 新エネルギーの活用

環境問題やSDGs等に関する学習機会を活用して、新エネルギー活用の重要性について認識を深める機会を増やします。

①-3 エネルギー地産地消の推進

一般家庭や事業所におけるエネルギーの地産地消を推進します。

①-4 環境にやさしい住まいづくりの推奨

環境に配慮された省エネルギー住宅の建築を推奨します。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①-1	新エネルギー活用に関する周知回数	回	1	2	平均値
①-2	新エネルギーに関する学習事業実施回数	回	0	2	平均値
①-3	エネルギー地産地消に積極的な企業の紹介件数	回	0	4	累積値
①-4	太陽光発電設備設置補助件数	件	25	35	最終値

第2項 環境保全と環境美化の推進

【現況と課題】

- ①山間部を中心に、ごみの不法投棄が依然として後を絶たない状況です。
- ②町内の畜産業や事業所等による悪臭など苦情が寄せられており、適切な環境保全に向けた指導や対策が求められています。
- ③毎年春と夏に実施している「花いっぱい運動」は各方面から好評を得ていることから、さらに発展させ、本町を代表する風景として町外に向け認知度を高めていくことが求められています。
- ④犬のふんなどの放置が依然として多く、ペットの飼い主のマナー向上が求められています。
- ⑤町内に広がる豊かな田園風景は本町を象徴する景観の一つであり、これからも維持し続けていく必要があります。
- ⑥ライフスタイルの変化や市街地の開発などによって、人々が自然に親しむ機会が減少していることから、身近に自然とふれあうことができる環境や機会を増やしていく必要があります。

【施策の方向】

①不法投棄パトロールの強化

不法投棄パトロールの強化及び周知啓発に努めます。

②生活環境の保全

河川等の水質検査、臭気測定、騒音測定を実施するとともに、必要に応じて関係事業所等への指導助言を行い、公害の防止を図ります。

③花いっぱいのまちづくりの推進

花いっぱい運動を継続・発展させ、四季折々の花が楽しめる環境づくりに努めます。

④ペットを飼う際のマナー向上

飼い主の自己責任を徹底するべく、マナーアップの周知啓発に努めます。

⑤豊かな田園風景の保全

農業者団体や地域住民、ボランティアの方々の協力を得ながら、田園風景の保全に努めます。

⑥-1 自然との共生の推進

南昌山や水辺のホタルの生息域、旧稻荷街道の松並木など、後世に残すべき自然環境の保全に努め、新たなまちの魅力づくりに取り組みます。

⑥-2 自然に親しむ機会の増加

自然に親しむ体験学習の機会を増やします。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	不法投棄物の回収量	kg	176	140	最終値
		個	26	20	
②	公害に関する苦情件数	件	80	60	最終値
③	花いっぱい運動に関する情報発信件数	回	2	20	累積値
④	ペットを飼う際のマナーに関する周知回数	回	3	5	平均値
⑤	多面的機能支払交付金対象件数	組織	29	29	最終値
⑥-1	清掃活動の実施回数	回	2	3	平均値
⑥-2	野外活動講座開催数	回	1	3	最終値

第3項 環境衛生の充実

【現況と課題】

①ごみ分別青空教室やコミュニティ単位の取り組みによって、ごみのリサイクルに関する意識は年々高まっていると考えられますが、未だ分別が不十分な例がみられることから、ごみの再資源化を進める必要があります。

②国及び県では、ごみ処理の広域化計画を進めており、盛岡広域圏においても、基本構想を策定し令和11年度を目標に焼却施設を1つに集約するべく取り組みが進められています。

また、紫波、稗貫衛生処理組合の解散後の新たな汚泥・し尿処理が完成し稼働を開始したことから、紫波町と連携して安定的な処理を図ることが必要です。

③矢巾斎苑は、施設全体が老朽化しているほか、近隣自治体の施設と比べて手狭であるなどの問題があり、今後の火葬場の在り方も含めて検討する必要があります。

【施策の方向】

①-1 資源ごみ分別の徹底

資源ごみの分別ルールを徹底し、再資源化を推進します。

①-2 リサイクル意識の向上

ごみとなる前に資源回収や店頭回収などを通じてリサイクル活動を奨励し、「ごみとしない」意識の向上を図ります。

②ごみ処理、汚泥・し尿処理の広域化の推進

ごみ処理の広域化に向けて、分別品目の見直しや施設整備の在り方を検討します。
また、汚泥・し尿処理を紫波町と連携して推進します。

③矢巾斎苑の計画的整備改修

施設の整備改修を行うとともに、今後の火葬場のあり方を検討します。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①-1	資源ごみ分別説明会の実施回数	回	21	82	累積値
①-2	拠点回収の実施箇所数	箇所	0	5	最終値
②	ごみ処理広域化に関する周知の実施	—	—	実施	達成
③	矢巾斎苑の施設整備改修の実施数	炉	0	2	達成

第7章 安心と信頼が寄せられる行政経営

第7章 安心と信頼が寄せられる行政経営

第1項 住民協働のまちづくり

【現況と課題】

①町民懇談会やコミュニティワークショップ等を通じて、幅広い年代の方々のまちづくりへの関心と、積極的な参加への意向が確認されたことから、あらゆる人がまちづくりに参加しやすい仕組みを検討する必要があります。

【施策の方向】

①-1 住民と行政のパートナーシップの推進

まちづくりに意欲のある町民の方々の意見やアイデアに耳を傾け、地域社会の担い手としてその主体性を尊重しながら、行政との適切なパートナーシップのもとに住民協働を推進します。

①-2 若者の参加促進

若者が地域社会の中でいきいきと活躍できる環境づくりを進めます。

①-3 ボランティア・NPOとの連携

高齢化社会が進む中で、ボランティアの確保に向けた取り組みを支援します。また、地域やNPO団体等に指定管理や委託可能なものについては検討を進め、協働を推進します。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①-1	まちづくりサポーター(仮称)活動回数	回	0	6	累積値
①-2	町内の若者(18~40歳位)が企画に携わって実施したイベント数	回	0	6	累積値
①-3	NPO法人への業務委託件数	%	100	103	平均値

第2項 男女共同参画社会の推進

【現況と課題】

①田園都市やはば第2次男女共同参画プランに基づき、男女共同参画の啓発や女性の社会参画の推進を行っていますが、現在においても根強い固定的性別役割分担や地域活動における性別や年代の偏りがあり、その解消を図ることが求められています。

【施策の方向】

①-1 男女共同参画の推進

男女共同参画に関する周知を強化し、地域社会全体での意識改革を促進します。

①-2 男性の育児・介護休暇取得の推進

町内で男性の育児休暇や介護休暇の取得が促進されるよう啓発に努めます。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①-1	男女共同参画サポーター養成者数	人	21	27	累積値
①-2	男性の育児・介護休暇取得促進のための情報発信件数	件	1	2	達成

第3項 広報・広聴の充実

【現況と課題】

①技術革新やライフスタイルの多様化などによって、情報の嗜好や情報源の多様化が進む中、町が発信する情報をより多くの方に確実に届けつつ、幅広い意見聴取を行っていくため、広報・広聴手段の技術革新への対応に努めていく必要があります。

②インターネットによるPR活動やふるさと納税などを通じて、本町の全国的な知名度が徐々に高まっていることから、今後もさらなる情報発信の強化に努め、関係人口の増加や経済活性化などにつなげていく必要があります。

【施策の方向】

①先進技術を活用した広報活動の推進

情報分野におけるAIやIoTなどの先進的技術の動向を注視しつつ、さまざまなメディアを活用しながら、より効果的、効率的な広報広聴活動の改善に努めます。

②町内外に向けた情報発信の強化

町の様子や魅力などを町内外に向け積極的に情報発信し、観光客や移住者の増加、関係人口の創出などにつなげます。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	広報分野の先進技術を学ぶ研修会等への職員派遣延べ人数	人	0	5	累積値
②	町公式SNSによる情報発信件数	回	164	300	平均値

第4項 行財政経営の効率化の推進

【現況と課題】

- ① Society5.0時代の到来によって、行財政経営の分野でも今後さまざまな技術革新が進むと予想され、AI等を活用した業務の効率化や住民サービスの質の向上を図ることが求められます。
- ② 公共施設の老朽化や管理コストの増大などが行財政経営に影響を与えることが予想されるため、中長期的な視点に立って計画的なマネジメントを行う必要があります。
- ③ 全国的に人口減少が進む中で、本町においても長期的な視点に立ち、限られた資源や財源を有効に活用しながらより効率的な行財政運営を進めていく必要があります。

【施策の方向】

- ① 情報化社会の進化に対応した業務効率化と住民サービス向上
技術の進歩状況を注視しながら、AIを活用した業務の改善や、各種手続きの電子化、窓口対応の利便性改善など住民サービスの質の向上に努めます。
- ② 公共施設等総合管理計画に基づく施設マネジメント
公共施設等総合管理計画に基づき、町が管理する公共施設等全般の営繕や利活用、処分などを計画的に実施します。
- ③-1 未来に強い行政経営の推進
住みよい矢巾町を後世まで伝えていくため、SDGsの考え方を取り入れ、フューチャー・デザインなどの手法を活用しながら、少子化対策に力を入れ、将来世代にも配慮した持続可能なまちづくりに努めます。
- ③-2 効率的な行財政経営
政策目標の実現を図るため、臨機応変に事業のスクラップアンドビルドを行い、より効率的で効果的な施策の推進に努めます。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①	電子化により業務効率化を行った事務件数	件	0	5	累積値
②	公共施設等総合管理計画に基づく事業執行率	%	0	80	最終値
③-1	フューチャー・デザインによるワークショップの実施回数	回	0	8	累積値
③-2	事業見直しの実施回数	回	0	4	累積値

第5項 広域連携の推進

【現況と課題】

①盛岡広域圏8市町による「みちのく盛岡広域都市圏ビジョン」に基づき、広域での共同事業等を協議・実施する体制が整備されたことから、圏内の自治体等と連携して広域圏の発展に努めることが求められています。

【施策の方向】

①-1 盛岡広域圏での一体的発展

みちのく盛岡広域都市圏ビジョン等に基づき、盛岡広域圏内の自治体や各種団体と連携・協力しながら各種事業を推進します。

①-2 全天候型多目的施設の検討

防災やスポーツの拠点として町民のニーズが高まっている全天候型多目的施設の設置について、盛岡広域圏の中で関係市町と連携を図りながら検討を進めます。

①-3 多目的室内練習施設・スポーツ健康科学センターの検討

岩手県スポーツ推進計画で整備が予定されている多目的室内練習施設・スポーツ健康科学センターについて、盛岡広域圏の中で検討を進めながら本町への誘致を進めます。

①-4 盛岡広域における防災拠点整備の検討

岩手医科大学附属病院の開院に伴う交流人口の増加に伴い、災害・救急対応件数が増えることが懸念される中、盛岡広域圏の中で広域的観点から本町への消防・救急体制の拠点整備について検討を進めます。

【まちづくりの指標】

番号	指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①-1	みちのく盛岡広域都市圏ビジョン等に基づく広域事業数	件	72	75	平均値
①-2	全天候型多目的施設の設置に係る方針の決定	—	—	達成	達成
①-3	多目的室内練習施設・スポーツ健康科学センターの設置に係る方針の決定	—	—	達成	達成
①-4	防災拠点整備に係る方針の決定	—	—	達成	達成

議案第5号

矢巾町メディカルフィットネスウェルベース矢巾設置条例の制定について

矢巾町メディカルフィットネスウェルベース矢巾設置条例を次のように制定する。

令和2年 2月19日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町メディカルフィットネスウェルベース矢巾設置条例

(設置)

第1条 健康事業を総合的に推進し、もって町民の健康管理と活動の支援に寄与するため、矢巾町メディカルフィットネスウェルベース矢巾（以下「ウェルベース矢巾」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ウェルベース矢巾の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
矢巾町メディカルフィットネスウェルベース矢巾	矢巾町医大通二丁目1番12号

(管理)

第3条 ウェルベース矢巾は、常に良好な状態において管理し、その目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

附 則

この条例は、令和2年3月1日から施行する。

議案第6号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年矢巾町条例第4号）の一部を次のように改正する。

令和2年 2月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年矢巾町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
(支給方法) 第2条〔略〕 2 〔略〕 3 年額の報酬を受ける特別職のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項又は第3項に規定する執行機関の委員、 <u>行政区長及び交通指導員</u> の職にあるものは、9月及び3月の2回に分けて支給し、その他の特別職については3月に支給する。ただし、会計年度の途中において当該職員でなくなったときは、この限りでない。 4 〔略〕 5 <u>行政区長の報酬の基礎となる額は、9月1日現在の世帯をもって算定する。</u>				(支給方法) 第2条〔略〕 2 〔略〕 3 年額の報酬を受ける特別職のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項又は第3項に規定する執行機関の委員の職にあるものは、9月及び3月の2回に分けて支給し、その他の特別職については3月に支給する。ただし、会計年度の途中において当該職員でなくなったときは、この限りでない。 4 〔略〕 〔削除〕					
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）					
区分	報酬額			備考	区分	報酬額			備考
	年額	月額	日額			年額	月額	日額	
〔略〕				〔略〕					
民生連絡員会長	71,500				〔削除〕				
民生連絡員副会長	65,000				〔削除〕				
民生連絡員	65,000				〔削除〕				
〔略〕				〔略〕					
体育振興委員	17,000				〔削除〕				
〔略〕				〔略〕					
社会教育指導員		124,000			〔削除〕				
〔略〕				〔略〕					
交通指導員					〔削除〕				
予算に定める額				〔削除〕					

〔略〕				
行政区長	268,000			均等割 50% 世帯割 50%
〔略〕				
消防計画委員			7,000	
地域安全推進員	29,200			
〔略〕				
矢巾町成年後見制度利用促進審議会委員	〔略〕			
〔新設〕				
〔新設〕				

〔略〕				
〔削除〕				
〔略〕				
〔削除〕				
〔略〕				
矢巾町成年後見制度利用促進審議会委員	〔略〕			
交通安全対策特別委員			7,000	
矢巾町立学校運営協議会委員			7,000	

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分並びに太線で囲んだ部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第7号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例について

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）等の一部を次のように改正及び廃止する。

令和2年 2月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(非常勤職員等の報酬等)</u> 第22条 <u>常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。）及び臨時的任用に係る職員の報酬又は賃金の支給については、別に条例で定める。</u>	<u>(会計年度任用職員の給与等)</u> 第22条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。</u>
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢巾町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</u> 第18条 <u>非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、別に条例で定める。</u>	<u>(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)</u> 第18条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、別に定める。</u>
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

(矢巾町議会議員政治倫理条例の一部改正)

第3条 矢巾町議会議員政治倫理条例（平成30年矢巾町条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(政治倫理基準)</u> 第5条 政治倫理に関する基準は、次のとおりとする。 (1)～(7) 〔略〕 (8) 町の職員（ <u>一般職非常勤職員等</u> を含む。次号において同じ。）の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働き掛けないこと。 (9)・(10) 〔略〕	<u>(政治倫理基準)</u> 第5条 政治倫理に関する基準は、次のとおりとする。 (1)～(7) 〔略〕 (8) 町の職員（ <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u> を含む。次号において同じ。）の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働き掛けないこと。 (9)・(10) 〔略〕
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

(矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の廃止)

第4条 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例(平成27年矢巾町条例第29号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日までの勤務に係る第4条の規定による廃止前の矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の適用を受ける職員の報酬及び賃金並びに費用弁償の支給については、施行日以後も、なお従前の例による。

議案第8号

矢巾町上下水道事業の設置等に関する条例及び矢巾町監査委員条例の一部を
改正する条例について

矢巾町上下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年矢巾町条例第9号）及び矢巾
町監査委員条例（平成12年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

令和2年 2月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町上下水道事業の設置等に関する条例及び矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例

(矢巾町上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 矢巾町上下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年矢巾町条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2第4項</u> の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

(矢巾町監査委員条例の一部改正)

第2条 矢巾町監査委員条例（平成12年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(請求又は要求に基づく監査) 第5条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項又は <u>第243条の2第3項</u> の規定による請求又は要求に基づく監査は、当該請求又は要求があった日から7日以内に着手するよう努めなければならない。	(請求又は要求に基づく監査) 第5条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項又は <u>第243条の2の2第3項</u> の規定による請求又は要求に基づく監査は、当該請求又は要求があった日から7日以内に着手するよう努めなければならない。
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第9号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年矢巾町条例第10号）の一部を次のように改正する。

令和2年 2月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年矢巾町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（給与の種類） 第2条 <u>企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>（退職手当） 第16条 〔略〕 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 （1）地方公務員法第29条の規定により懲戒免職の処分を受けた者 （2）・（3） 〔略〕 3～5 〔略〕 <u>（非常勤職員の給与）</u> 第19条 <u>企業職員で職員以外のもの（再任用短時間勤務職員を除く。）の給与の支給については、矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例（平成27年矢巾町条例第29号）の例による。</u></p>	<p>（給与の種類） 第2条 企業職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>（退職手当） 第16条 〔略〕 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 （1）地方公務員法<u>（昭和25年法律第261号）</u>第29条の規定により懲戒免職の処分を受けた者 （2）・（3） 〔略〕 3～5 〔略〕 <u>（補則）</u> 第19条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、事業管理者が別に定める。</u></p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第10号

矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について

矢巾町印鑑条例（昭和50年矢巾町条例第18号）の一部を次のように改正する。

令和2年 2月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例

矢巾町印鑑条例（昭和50年矢巾町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p> <p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 町長は、前条第1項に規定する確認及び審査ののち印鑑登録原票（以下「印鑑票」という。）に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称（<u>令第30条の26第1項</u>に規定する通称をいう。以下同じ。）の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称）</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、意思能力を有しないことにより印鑑の登録を受けることが適当でないと認められる者として規則で定めるもの</u></p> <p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p><u>5 前各項に規定するもののほか、必要な事項は規則で定める。</u></p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 町長は、前条第1項に規定する確認及び審査ののち印鑑登録原票（以下「印鑑票」という。）に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称（<u>令第30条の16第1項</u>に規定する通称をいう。以下同じ。）の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称）</p>

(4)～(6) [略] 2 [略]	(4)～(6) [略] 2 [略]
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 号

矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

矢巾町手数料条例（平成12年矢巾町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 1 9 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町手数料条例の一部を改正する条例

矢巾町手数料条例（平成12年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を徴収する事務	名称	金額	手数料を徴収する事務	名称	金額
[略]			[略]		
(17) 住民基本台帳法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	<u>住民票等交付手数料</u>	1件につき 300円	(17) 住民基本台帳法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写しの交付又は住民票記載事項証明書の交付	<u>住民票の写し等交付手数料</u>	1件につき 300円
[新設]			(17)の2 <u>住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項又は第4項の規定による除票の写しの交付又は除票記載事項証明書の交付</u>	<u>住民票の除票の写し等交付手数料</u>	1件につき 300円
(18) 住民基本台帳法第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付	<u>住民票交付手数料</u>	1件につき 300円	(18) 住民基本台帳法第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付	<u>住民票の写しの特例交付手数料</u>	1件につき 300円
(19) 住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	<u>戸籍の附票交付手数料</u>	1件につき 300円	(19) 住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写し	<u>戸籍の附票の写し交付手数料</u>	1件につき 300円
(19)の2 <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の許可の申請に対する審査</u>	<u>一般廃棄物処理業の許可申請手数料</u>	1件につき 5,000円	(19)の2 <u>住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付</u>	<u>戸籍の附票の除票の写し交付手数料</u>	1件につき 300円
(19)の3 <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の変更の許可の申請に対する審査</u>	<u>一般廃棄物処理業の範囲の変更の許可申請手数料</u>	1件につき 3,000円	[削除]		

(19)の4 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の許可の申請に対する審査	浄化槽清掃業の許可申請手数料	1件につき 5,000円
〔略〕		
(40) 一般廃棄物処理業の許可に関する証明書の再交付	一般廃棄物処理業の許可に関する証明書再交付手数料	1件につき 1,500円
(41) 浄化槽清掃業の許可に関する証明書の再交付	浄化槽清掃業の許可に関する証明書再交付手数料	1件につき 1,500円
(42) その他の証明書の交付	その他の証明手数料	1件につき 300円
〔新設〕		
〔新設〕		
〔新設〕		

〔削除〕		
〔略〕		
(40) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理業の許可申請手数料	1件につき 5,000円
(41) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理業の範囲の変更の許可申請手数料	1件につき 3,000円
(42) 一般廃棄物処理業の許可に関する証明書の再交付	一般廃棄物処理業の許可に関する証明書再交付手数料	1件につき 1,500円
(43) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の許可の申請に対する審査	浄化槽清掃業の許可申請手数料	1件につき 5,000円
(44) 浄化槽清掃業の許可に関する証明書の再交付	浄化槽清掃業の許可に関する証明書再交付手数料	1件につき 1,500円
(45) その他の証明書の交付	その他の証明手数料	1件につき 300円

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

矢巾町農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例について

矢巾町農業集落排水処理施設条例（平成19年矢巾町条例第17号）等の一部を次のように改正する。

令和2年 2月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例
 (矢巾町農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第1条 矢巾町農業集落排水処理施設条例(平成19年矢巾町条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(手数料)</p> <p>第21条 事業管理者は、排水設備の図面等の写しを交付したときは、手数料として1件につき<u>300円</u>を徴収する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称</th> <th style="text-align: center;">終末処理施設の位置</th> <th style="text-align: center;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">矢巾町矢次地区農業集落排水処理施設</td> <td style="text-align: center;">矢巾町大字北矢幅第2地割31番地1</td> <td style="text-align: center;">矢巾町大字上矢次の一部 矢巾町大字下矢次の一部 矢巾町大字北矢幅の一部 矢巾町大字又兵エ新田の一部 矢巾町大字南矢幅の一部</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	終末処理施設の位置	区域	矢巾町矢次地区農業集落排水処理施設	矢巾町大字北矢幅第2地割31番地1	矢巾町大字上矢次の一部 矢巾町大字下矢次の一部 矢巾町大字北矢幅の一部 矢巾町大字又兵エ新田の一部 矢巾町大字南矢幅の一部	[略]			<p>(手数料)</p> <p>第21条 事業管理者は、排水設備の図面等の写しを交付したときは、手数料として1件につき<u>500円</u>を徴収する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称</th> <th style="text-align: center;">終末処理施設の位置</th> <th style="text-align: center;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[削除]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	終末処理施設の位置	区域	[削除]			[略]		
施設の名称	終末処理施設の位置	区域																	
矢巾町矢次地区農業集落排水処理施設	矢巾町大字北矢幅第2地割31番地1	矢巾町大字上矢次の一部 矢巾町大字下矢次の一部 矢巾町大字北矢幅の一部 矢巾町大字又兵エ新田の一部 矢巾町大字南矢幅の一部																	
[略]																			
施設の名称	終末処理施設の位置	区域																	
[削除]																			
[略]																			
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分並びに太線で囲んだ部分の規定であり、[]の記載は注記である。</p>																			

(矢巾町公共下水道事業分担金条例の一部改正)

第2条 矢巾町公共下水道事業分担金条例(平成12年矢巾町条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>[新設]</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p><u>(農業集落排水処理施設の公共下水道接続に伴う経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例は、農業集落排水事業から公共下水道事業へ移行した排水区域には適用しない。ただし、移行後に当該区域において新たに建築物を建築する場合は、この限りでない。</u></p>
<p>備考 改正箇所は改正後欄の下線部分の規定であり、[]の記載は注記である。</p>	

(矢巾町公共下水道条例の一部改正)

第3条 矢巾町公共下水道条例(平成12年矢巾町条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～7 [略] 〔新設〕	附 則 1～7 [略] <u>(農業集落排水処理施設の公共下水道接続に伴う経過措置)</u> 8 <u>矢巾町農業集落排水処理施設条例(平成19年矢巾町条例第17号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為(矢巾町矢次地区農業集落排水処理施設に係るものに限る。)</u> であつて、この条例の規定に相当の規定があるものは、 <u>これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。この場合において、矢巾町農業集落排水処理施設条例第14条の規定に基づきされた処分又は行為は、前段の規定にかかわらず、矢巾町農業集落排水処理施設条例の規定を適用する。</u>
備考 改正箇所は改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第13号

矢巾町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を
改正する条例について

矢巾町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年矢巾町条例第11号）の一部を次のように改正する。

令和2年 2月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

矢巾町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年矢巾町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="241 327 1059 359"><u>矢巾町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u></p> <p data-bbox="197 367 286 399">（目的）</p> <p data-bbox="152 406 1115 614">第1条 この条例は、<u>町の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</u></p> <p data-bbox="197 670 286 702">（定義）</p> <p data-bbox="152 710 1115 790">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="197 798 425 829">（1）・（2） 〔略〕</p> <p data-bbox="197 837 1115 965">（3） 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</u></p> <p data-bbox="197 973 425 1005">（4）～（10） 〔略〕</p> <p data-bbox="197 1013 627 1045">（電子情報処理組織による申請等）</p> <p data-bbox="152 1053 1115 1396">第3条 <u>町の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等（当該申請等について規定する条例等を所管する町長等の規則及び企業管理規程をいう。第4項において同じ。）で定めるところにより、電子情報処理組織（町の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。</u></p>	<p data-bbox="1214 327 1966 359"><u>矢巾町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u></p> <p data-bbox="1169 367 1258 399">（目的）</p> <p data-bbox="1124 406 2087 662">第1条 この条例は、<u>情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により町の機関に係る手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、町民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p data-bbox="1169 670 1258 702">（定義）</p> <p data-bbox="1124 710 2087 790">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="1169 798 1397 829">（1）・（2） 〔略〕</p> <p data-bbox="1169 837 2087 965">（3） 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</u></p> <p data-bbox="1169 973 1397 1005">（4）～（10） 〔略〕</p> <p data-bbox="1169 1013 1599 1045">（電子情報処理組織による申請等）</p> <p data-bbox="1124 1053 2087 1436">第3条 <u>申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等（当該申請等について規定する条例等を所管する町長等の規則及び企業管理規程をいう。第4項、第5項及び第6項において同じ。）で定めるところにより、電子情報処理組織（町の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続き等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p>

<p>2 <u>前項の規定に基づき行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定に基づき行われた申請等は、同項の町の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該町の機関に到達したものとみなす。</u></p> <p>4 <u>第1項の場合において、町の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。</u></p>	<p>2 <u>前項の電子情報処理組織を使用する方法に基づき行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</u></p> <p>3 <u>第1項の電子情報処理組織を使用する方法に基づき行われた申請等は、当該申請等を受ける町の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該町の機関に到達したものとみなす。</u></p> <p>4 <u>申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。</u></p> <p>5 <u>申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において納付書をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。</u></p> <p>6 <u>申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限</u></p>
<p>[新設]</p>	
<p>[新設]</p>	

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 町の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等（当該処分通知等について規定する条例等を所管する町長等の規則及び企業管理規程をいう。第4項において同じ。）で定めるところにより、電子情報処理組織（町の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定に基づき行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定に基づき行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、町の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

[新設]

る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等（当該処分通知等について規定する条例等を所管する町長等の規則及び企業管理規程をいう。以下この項、第4項及び第5項において同じ。）で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法に基づき行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法に基づき行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につ

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 町の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等(当該縦覧等について規定する条例等を所管する町長等の規則及び企業管理規程をいう。)で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定に基づき行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 町の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等(当該作成等について規定する条例等を所管する町長等の規則及び企業管理規程をいう。第3項において同じ。)で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定に基づき行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、町の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等

き、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等(当該縦覧等について規定する条例等を所管する町長等の規則及び企業管理規程をいう。)で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類に基づき行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等(当該作成等について規定する条例等を所管する町長等の規則及び企業管理規程をいう。第3項において同じ。)で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に基づき行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場

の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

[新設]

合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等（当該手続等について規定する条例等を所管する町長等の規則及び企業管理規程をいう。）で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

[新設]

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等（当該申請等について規定する条例等を所管する町長等の規則及び企業管理規程をいう。以下この条において同じ。）で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、町の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

<p>〔新設〕</p> <p>(<u>手続等に係る情報システムの整備等</u>)</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>(<u>手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表</u>)</p> <p>第8条 町長は、<u>少なくとも毎年度1回、町の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等</u>その他この条例の規定による<u>情報通信の技術の利用</u>に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>	<p>(<u>情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正</u>)</p> <p>第9条 町は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、町民が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(<u>情報通信技術を活用した行政の推進に係る情報システムの整備等</u>)</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>(<u>情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表</u>)</p> <p>第11条 町長は、<u>町の機関において電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等</u>その他この条例の規定による<u>情報通信技術を活用した行政の推進</u>に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

矢巾町立学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例について

矢巾町立学校通学区域審議会条例（平成31年矢巾町条例第4号）の一部を次のように改正する。

令和2年 2月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町立学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例
矢巾町立学校通学区域審議会条例（平成31年矢巾町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
団体名等	職名	人数	団体名等	職名	人数
〔略〕			〔略〕		
矢巾町立小・中学校評議員		6	矢巾町立学校運営協議会		6
〔略〕			〔略〕		
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。					

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第15号

矢巾町特別会計条例を廃止する条例について

矢巾町特別会計条例（昭和61年矢巾町条例第4号）を廃止する条例を次のように定める。

令和2年 2月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町特別会計条例を廃止する条例

矢巾町特別会計条例（昭和61年矢巾町条例第4号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の矢巾町特別会計条例による矢巾町矢幅駅周辺地区土地区画整理事業特別会計（次項において「廃止会計」という。）に係る令和元年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。
- 3 廃止会計に属する決算剰余金その他財産は、令和2年度以後の矢巾町一般会計が引き継ぐものとする。

議案第16号

矢巾町矢幅駅西地区土地区画整理事業基金条例を廃止する条例について

矢巾町矢幅駅西地区土地区画整理事業基金条例（平成18年矢巾町条例第20号）を廃止する条例を次のように定める。

令和2年 2月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町矢幅駅西地区土地区画整理事業基金条例を廃止する条例

矢巾町矢幅駅西地区土地区画整理事業基金条例(平成18年矢巾町条例第20号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日に、この条例による廃止前の矢巾町矢幅駅西地区土地区画整理事業基金条例の規定により設置された基金に属していた現金(これから生ずる果実を含む。)は、施行日において、矢巾町一般会計に属するものとする。

議案第17号

矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、
矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場
- 2 指定管理者となる団体の名称
紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
矢巾観光開発株式会社
代表取締役 吉 田 秀 一
- 3 指定期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和2年 2月19日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第18号

矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
矢巾町農村環境改善センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
盛岡市南大通二丁目8番1号
株式会社寿広
代表取締役 太 野 真 一
- 3 指定期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和2年 2月19日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第19号

矢巾総合射撃場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めること
について

矢巾総合射撃場に係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
矢巾総合射撃場
- 2 指定管理者となる団体の名称
紫波郡矢巾町大字和味第2地割106番地1
特定非営利活動法人矢巾総合射撃場
理事長 星川重忠
- 3 指定期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和2年 2月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第20号

矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めること
について

矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
広宮沢公園、鹿妻公園及び北川公園
- 2 指定管理者となる団体の名称
紫波郡矢巾町流通センター南一丁目2番15号
協同組合盛岡卸センター
理事長 藤村文昭
- 3 指定期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和2年 2月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

発議案第1号

矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について

矢巾町議会委員会条例（昭和62年矢巾町条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和2年2月19日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

提出者	矢巾町議会議員	村松信一
賛成者	〃	藤原梅昭
〃	〃	廣田清実
〃	〃	高橋安子
〃	〃	水本淳一
〃	〃	赤丸秀雄
〃	〃	山崎道夫

矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例

矢巾町議会委員会条例（昭和62年矢巾町条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
（常任委員会の名称、委員定数及びその所管事項） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次表のとおりとする。			（常任委員会の名称、委員定数及びその所管事項） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次表のとおりとする。		
名称	委員定数	所管事項	名称	委員定数	所管事項
〔略〕			〔略〕		
産業建設常任委員会	〔略〕	<u>産業振興課、道路都市課、上下水道課及び農業委員会の所管に属する事項</u>	産業建設常任委員会	〔略〕	<u>産業観光課、道路住宅課、上下水道課及び農業委員会の所管に属する事項</u>
教育民生常任委員会	〔略〕	<u>住民課、福祉・子ども課、健康長寿課及び教育委員会の所管に属する事項</u>	教育民生常任委員会	〔略〕	<u>町民環境課、福祉課、健康長寿課、文化スポーツ課及び教育委員会の所管に属する事項</u>
〔略〕			〔略〕		
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。					

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

発議案第2号

国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和2年2月19日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

提出者	矢巾町議会議員	赤丸秀雄
賛成者	〃	川村よし子
〃	〃	吉田喜博
〃	〃	村松信一
〃	〃	廣田清実
〃	〃	廣田光男

国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める意見書

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(以下「成育基本法」という。)が、令和元年12月1日に施行された。

成育基本法では、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する」ことを目的に掲げ、「社会的経済的状況にかかわらず安心して次代の社会を担う子どもを生み、育てることができる環境が整備されるように推進する」ことを基本理念とし、国は「成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」としている。

成育基本法を実りあるものにするためには、住んでいる自治体による差をなくし、妊産婦(母子保健法第6条で妊娠中または出産後1年以内の女子と規定)について費用の心配なく医療を受けられるようにすることが不可欠である。

また、「妊産婦医療費助成制度」をはじめとした福祉医療費助成を現物給付で実施している自治体に対する国庫負担金の減額措置について、直ちに廃止すべきである。

よって、国においては、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 疾患や受診科目による制限のない妊産婦に対する医療費助成制度を国の制度として早期に実現すること。
- 2 福祉医療費助成の現物給付を実施している自治体に対する国民健康保険の国庫負担金減額措置について、これをすべて廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年2月19日

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿	
財務大臣	麻	生	太	郎	殿	
総務大臣	高	市	早	苗	殿	
厚生労働大臣	加	藤	勝	信	殿	
内閣官房長官	菅		義	偉	殿	
衆議院議長	大	島	理	森	殿	
参議院議長	山	東	昭	子	殿	
県選出国會議員						
衆議院議員	階			猛	殿	
〃	鈴	木	俊	一	殿	
〃	小	沢	一	郎	殿	
〃	高	橋	比	奈	子	殿
〃	藤	原		崇	殿	
参議院議員	木	戸	口	英	司	殿
〃	横	澤	高	徳	殿	

岩手県紫波郡矢巾町議会

議長 藤原由巳